

会議の結果要旨

1 開催した会議の名称

令和4年度第1回精華町情報公開・個人情報保護審査会

2 開催日時

令和4年11月1日（火）18時00分から19時45分まで

3 開催場所

精華町役場5階 501・502会議室

4 出席者

（委員）大田直史会長、大島佳代子委員、重本達哉委員（オンライン）、錦光榮委員、
安枝伸雄委員

（事務局）松井事務局長、森島係長、八木主査、辻浦主事

5 議題

(1) 会長選出

(2) 個人情報保護法改正について

(3) 令和3年度情報公開・個人情報保護制度運用状況等（報告）

6 公開・非公開の別

公開

傍聴者なし

7 審議の要旨

(1) 会長選出

大田委員が会長として選出された。

職務代理者の指名

大田会長により、大島委員が指名された。

(2) 個人情報保護法改正について

【事務局】 — 審議事項の概要 —

はじめに、この条例改正の背景としまして、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、社会・経済情勢の変化を

踏まえ、経済成長と個人の権利利益の保護との両立を目指し、個人情報保護法が改正されました。

この改正により、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、及び地方公共団体等においてこれまで別々の法律、条例によって、運用されてきた個人情報の取扱いが、同一の法の規律によって取り扱われるようになりました。

これに伴い、各地方公共団体の条例は、個人情報保護法により許容される範囲内において独自の保護措置を設けることが許容されており、本町では、現行の個人情報保護条例を踏まえ、現行の精華町個人情報保護条例を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を規定する個人情報の保護に関する法律施行条例により、独自の保護措置を設けることと考えております。

ア. 個人情報取扱事務の届出（協議事項の個票 1 ページ）

（大島委員）

1,000 人以上とは、なにが 1,000 人以上なのか。

（事務局）

保有する個人情報の人数のことである。

（大島委員）

ファイル簿と事務届出簿の作成は重複業務になるのではないかと。1,000 人以上の個人情報があるのかは、現場は分からないが 1,000 人以上で公表が義務付けられるのなら個人情報ファイル簿に移行してしまった方が事務的には楽ではないかと。

（事務局）

考え方としては、法では、ファイル簿の作成が義務づけられているため、1,000 人以上については、当然作成していかないといけない。ただ 1,000 人以下については、現在まで作成しているものを継続して、収集の状況などを閲覧に供することで考えている。

（大島委員）

20 ページ（配布資料 改正個人情報保護法と条例改正について）のファイル簿のイメージよりは、今作っている方が詳細なのか。

（事務局）

詳細になっている。

イ. 収集の制限（協議事項の個票 2 ページ）

（大田会長）

本人収集をなくすということか。

（事務局）

本人収集が法律上規定がないため、現行条例でいう本人収集をどのような形で担保で

きるかということで、個人情報の記録項目を明らかにするために、現在作成している事務届出簿を継続する考えでいる。

(大田会長)

保護委員会がこう言っているからということもあって、そういう方向でと言うことか。

(事務局)

現行条例を低下させないための担保として、どういうことができるかということである。

(大島委員)

8条2項4号が個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないとき、認知症の症状が出ている方の個人情報を収集する時にかつ、やむを得ないという表現があると、本人から取らないといけないということになる。そうすると要件緩和したい一方で、本人から原則としている適用除外が1号から6号までしかなく、例えば、振り込み詐欺みたいなもので個人情報を引き出す時に緊急かつ、やむを得ない要件というのを判断するのはどのようにするのか。

(事務局)

個人情報の利用目的について、具体的かつ個別に特定しなければならないなど、保有に関する規律は、厳格になされている。緊急かつ、やむを得ないものは、法の定めに従うことになれば、疑義が生じてくると思うが、実際に町が保有する中で運用上、どういふところから保有するか透明性を明らかにすることで、担保が出来ないかと考えている。

(安枝委員)

8条1項、8条2項というのは、法律に合わせると。合わせつつ、運用のところで現状のラインを保とうという趣旨か。

(大島委員)

そうすると本人以外から収集している理由を、今チェックボックスにチェックして、理由を届出書に書くということか。

(事務局)

法においては、61条には、保有の制限で利用目的をできるだけ特定するとなっており、利用目的の明示では、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人に対して、その目的を明示しなければならないとあり、その次に掲げる場合を除きという中に、人の生命、身体、財産の保護のため緊急かつ、やむを得ない必要があるときと、例外規定が62条の関係である。

(大島委員)

最終的な改正条例の原案は提示されるのか。

(事務局)

この審査会で意見を賜り、骨子という形で出来上がったものを見ていただくことで考

えている。

ウ. 要配慮個人情報（協議事項の個票3ページ）

（重本委員）

今回の条例には、見直し規定は設ける予定なのか。法律では3年ごとというのがある。現在、条例要配慮個人情報については規定する必要はないとしているが、今後必要があるかもしれないことを考えると何らかの規定、定期的な見直しを入れた方がいいのではないか。

（大田会長）

重本先生の意見は、要配慮情報についてのみ見直し規定をとということか。

（重本委員）

全般について、見直し規定が設けられるべきではないか。

（事務局）

全体的に見直しすることについては、今は考えはないが、当然、社会情勢に応じて必要な場合は、見直しをする認識でいる。前回、個人情報保護条例では、罰則規定や特定個人情報など改正が必要になった場合については、審査会の意見を聞きながら、改正した実態がある。必要になれば見直しをしていくという考えはもっている。

（大島委員）

見直し規定を設けておいた方が、改正の時には心理的な安心感はある。精華町の状況を見ると入れた方がいいのではないかと。

（安枝委員）

現実問題、いろいろな人の信教を知っておいて配慮しないといけないこともあるが、慎重にやるべき方向性は間違いないため、場面場面のケースなどで共通理解を持って運用した方がいい。

（事務局）

共通の理解をどうするかは、今までは思想信条や要配慮個人情報については、収集してはならないということが今回変わってしまう。そこを運用でどうしていくか、ルール作りは、必ず必要であると思っている。もう一つは、内部的な部分をどうしていくのか。外に向けてどんな情報が収集されているのかは、届出簿にセンシティブ情報の項目が入っているため、一定の透明性は出てくるのかと考えている。内部的な部分でルール作りや定期的な見直しは、必要であると認識している。

エ. 利用・提供の制限（協議事項の個票4.5ページ）

（安枝委員）

当町の考え方の1、2行目くらいに個人情報の目的外利用、提供が認められており、現

行条例と比べて、提供の制限が広がって保護の水準が低下って書いてあるが、保護の水準の低下でいいのか。

(事務局)

条例では、法令等に基づき利用する時とあり、今回の法は、同じようなニュアンスはあるが、最後の方に、「相当の理由がある時」あるいは、「特別な理由がある時」というような制限の範囲が広がっているように感じる。条例では厳格にしていた部分の範囲が広がるということ。その言い方が適切かは分からないが、意味合い的にはそういうことで書かせていただいている。

(大田会長)

審査会の意見を聞くことが許容されないという所も含めてこれで対応ということか。

(事務局)

国の見解では、審議会への諮問を義務付けることは許容されないと、国の個人情報のガイドラインでは示されている。

オ. オンライン結合による提供制限（協議事項の個票6ページ）

(大島委員)

町の方針で、利用提供の制限で個人情報ファイル簿とは別で、帳簿を作成して閲覧に供することで整合を図るとあり、オンライン結合による情報提供制限で、同じような対応をしようとしているが、この帳簿によるものと違うのか。

(事務局)

今後も保護の水準を確保するため、事務取扱簿で、オンライン結合の項目も設けており、オンライン結合がされているのかを、閲覧に供することで透明性を図る運用で考えている。法律自体が、条例でオンライン結合の制限を設けることは、許容されないと国の方針であるため町としては、届出簿において、何をオンライン結合しているかを公表していくという考えでいる。

(安枝委員)

原則条例でオンライン結合での利用提供を禁止と言っていた趣旨は、どちらかというところセキュリティというよりもその状態を作り出されると権利侵害がかなり大きくなりそうだなと。

(大田会長)

一気に流出するとか、そういう部分が懸念されている。

(安枝委員)

その趣旨だけは活かそうと思ったら何をしたらいいのか。

(事務局)

セキュリティという土台がしっかりした上でのオンライン結合ということになる。情

報部門の情報セキュリティポリシーや職員の情報セキュリティポリシーをしっかりと
うえて、オンライン結合してもよいという趣旨が、法になってくる。今の時代にそう形
では、オンライン結合が実現できると、行政事務の効率化が非常に図れると思うが、何
でもオンライン結合をしても良いということではなく、一定のルールは必要だろうとい
うことで、新たに既存の運用ルールを変更していく中で、ルール作りは必要と考えてい
る。

(大島委員)

今オンライン結合しているものはないか。

(事務局)

法令に基づくもの以外では、個別の事例ではないはずである。

(大島委員)

オンライン結合しているものがどういうものか。町の方針だけ見ると、私の個人情報
がオンライン結合されているんですかという形で聞きに来るということか。

(事務局)

現状、個人情報事務取扱届出簿の中で電子結合の有無の欄があるため、オンライン結
合がされているのかというのは示すことはできる。

(3) 令和3年度情報公開・個人情報保護制度運用状況等（報告）

事務局が、令和3年度の情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく公文書開示請求
の件数及び内訳について、資料に基づき説明をした。委員による質疑等はなかった。